【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（安定操作取引価格の制限）

**第二十四条**　取引所金融商品市場において安定操作取引を行う金融商品取引業者は、次の各号に掲げる安定操作取引の区分に応じ当該各号に定める価格を超えて、安定操作有価証券を買い付けてはならない。

一　安定操作開始日における安定操作取引

イ　最初の安定操作取引　第二十二条第二項から第四項までの規定により安定操作取引をすることができる期間（次条及び第二十六条において「安定操作期間」という。）の主たる有価証券市場における当該安定操作有価証券の前日の最終価格（当該取引所金融商品市場において、当該前日に当該安定操作有価証券の売買がない場合には、その日前における当該売買のあつた直近の日の最終価格。以下この条において「前日の安定操作基準最終価格」という。）又は安定操作開始日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

ロ　その後に行う安定操作取引　当該金融商品取引業者の安定操作開始価格

二　安定操作開始日後における安定操作取引　安定操作開始価格（安定操作開始日に安定操作取引を行った金融商品取引業者が二以上ある場合には、これらの金融商品取引業者の安定操作開始価格のうち最も低いもの）又は安定操作取引を行おうとする日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

２　前項の規定は、店頭売買有価証券市場において安定操作取引を行う金融商品取引業者について準用する。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（安定操作取引価格の制限）

**第二十四条**　取引所金融商品市場において安定操作取引を行う金融商品取引業者は、次の各号に掲げる安定操作取引の区分に応じ当該各号に定める価格を超えて、安定操作有価証券を買い付けてはならない。

一　安定操作開始日における安定操作取引

イ　最初の安定操作取引　第二十二条第二項から第四項までの規定により安定操作取引をすることができる期間（次条及び第二十六条において「安定操作期間」という。）の主たる有価証券市場における当該安定操作有価証券の前日の最終価格（当該取引所金融商品市場において、当該前日に当該安定操作有価証券の売買がない場合には、その日前における当該売買のあつた直近の日の最終価格。以下この条において「前日の安定操作基準最終価格」という。）又は安定操作開始日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

ロ　その後に行う安定操作取引　当該金融商品取引業者の安定操作開始価格

二　安定操作開始日後における安定操作取引　安定操作開始価格（安定操作開始日に安定操作取引を行った金融商品取引業者が二以上ある場合には、これらの金融商品取引業者の安定操作開始価格のうち最も低いもの）又は安定操作取引を行おうとする日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

２　前項の規定は、店頭売買有価証券市場において安定操作取引を行う金融商品取引業者について準用する。

（改正前）

（安定操作取引価格の制限）

**第二十四条**　取引所有価証券市場において安定操作取引を行う証券会社は、次の各号に掲げる安定操作取引の区分に応じ当該各号に定める価格を超えて、当該安定操作取引に係る有価証券（以下この条及び次条において「安定操作有価証券」という。）を買い付けてはならない。

一　安定操作開始日における安定操作取引

イ　最初の安定操作取引　第二十二条第二項から第四項までの規定により安定操作取引をすることができる期間（以下第二十六条までにおいて「安定操作期間」という。）の主たる有価証券市場における当該安定操作有価証券の前日の最終価格（当該有価証券市場において、当該前日に当該安定操作有価証券の売買がない場合には、その日前における当該売買のあつた直近の日の最終価格。以下この条において「前日の安定操作基準最終価格」という。）又は安定操作開始日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

ロ　その後に行う安定操作取引　当該証券会社の安定操作開始価格

二　安定操作開始日後における安定操作取引　安定操作開始価格（安定操作開始日に安定操作取引を行った証券会社が二以上ある場合には、これらの証券会社の安定操作開始価格のうち最も低いもの）又は安定操作取引を行おうとする日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

２　前項の規定は、店頭売買有価証券市場において安定操作取引を行う証券会社について準用する。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（安定操作取引価格の制限）

**第二十四条**　取引所有価証券市場において安定操作取引を行う証券会社は、次の各号に掲げる安定操作取引の区分に応じ当該各号に定める価格を超えて、当該安定操作取引に係る有価証券（以下この条及び次条において「安定操作有価証券」という。）を買い付けてはならない。

一　安定操作開始日における安定操作取引

イ　最初の安定操作取引　第二十二条第二項から第四項までの規定により安定操作取引をすることができる期間（以下第二十六条までにおいて「安定操作期間」という。）の主たる　有価証券市場における当該安定操作有価証券の前日の最終価格（当該有価証券市場において、当該前日に当該安定操作有価証券の売買がない場合には、その日前における当該売買のあつた直近の日の最終価格。以下この条において「前日の安定操作基準最終価格」という。）又は安定操作開始日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

ロ　その後に行う安定操作取引　当該証券会社の安定操作開始価格

二　安定操作開始日後における安定操作取引　安定操作開始価格（安定操作開始日に安定操作取引を行った証券会社が二以上ある場合には、これらの証券会社の安定操作開始価格のうち最も低いもの）又は安定操作取引を行おうとする日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

２　前項の規定は、店頭売買有価証券市場において安定操作取引を行う証券会社について準用する。

（改正前）

（安定操作取引価格の制限）

**第二十四条**　有価証券市場において安定操作取引を行う証券会社は、次の各号に掲げる安定操作取引の区分に応じ当該各号に定める価格を超えて、当該安定操作取引に係る有価証券（以下この条及び次条において「安定操作有価証券」という。）を買い付けてはならない。

一　安定操作開始日における安定操作取引

イ　最初の安定操作取引　第二十二条第二項から第四項までの規定により安定操作取引をすることができる期間（以下第二十六条までにおいて「安定操作期間」という。）の主たる証券取引所の開設する有価証券市場における当該安定操作有価証券の前日の最終価格（当該有価証券市場において、当該前日に当該安定操作有価証券の売買取引がない場合には、その日前における当該売買取引のあつた直近の日の最終価格。以下この条において「前日の安定操作基準最終価格」という。）又は安定操作開始日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

ロ　その後に行う安定操作取引　当該証券会社の安定操作開始価格

二　安定操作開始日後における安定操作取引　安定操作開始価格（安定操作開始日に安定操作取引を行った証券会社が二以上ある場合には、これらの証券会社の安定操作開始価格のうち最も低いもの）又は安定操作取引を行おうとする日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

２　前項の規定は、店頭売買有価証券の店頭売買取引により安定操作取引を行う証券会社について準用する。この場合において、同項第一号中「主たる証券取引所の開設する有価証券市場における」とあるのは「主たる証券業協会が公表した」と、「当該有価証券市場において、当該前日に当該安定操作有価証券の売買取引が」とあるのは「当該前日に当該証券業協会が報告を受けるべき当該安定操作有価証券の店頭売買取引が」と、「当該売買取引」とあるのは「当該店頭売買取引」と読み替えるものとする。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（安定操作取引価格の制限）

**第二十四条**　有価証券市場において安定操作取引を行う証券会社は、次の各号に掲げる安定操作取引の区分に応じ当該各号に定める価格を超えて、当該安定操作取引に係る有価証券（以下この条及び次条において「安定操作有価証券」という。）を買い付けてはならない。

一　安定操作開始日における安定操作取引

イ　最初の安定操作取引　第二十二条第二項から第四項までの規定により安定操作取引をすることができる期間（以下第二十六条までにおいて「安定操作期間」という。）の主たる証券取引所の開設する有価証券市場における当該安定操作有価証券の前日の最終価格（当該有価証券市場において、当該前日に当該安定操作有価証券の売買取引がない場合には、その日前における当該売買取引のあつた直近の日の最終価格。以下この条において「前日の安定操作基準最終価格」という。）又は安定操作開始日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

ロ　その後に行う安定操作取引　当該証券会社の安定操作開始価格

二　安定操作開始日後における安定操作取引　安定操作開始価格（安定操作開始日に安定操作取引を行った証券会社が二以上ある場合には、これらの証券会社の安定操作開始価格のうち最も低いもの）又は安定操作取引を行おうとする日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

２　前項の規定は、店頭売買有価証券の店頭売買取引により安定操作取引を行う証券会社について準用する。この場合において、同項第一号中「主たる証券取引所の開設する有価証券市場における」とあるのは「主たる証券業協会が公表した」と、「当該有価証券市場において、当該前日に当該安定操作有価証券の売買取引が」とあるのは「当該前日に当該証券業協会が報告を受けるべき当該安定操作有価証券の店頭売買取引が」と、「当該売買取引」とあるのは「当該店頭売買取引」と読み替えるものとする。

（改正前）

（安定操作取引価格の制限）

**第二十四条**　安定操作取引を行う証券会社は、次に掲げる安定操作取引の区分に応じそれぞれ次に掲げる価格を超えて、当該安定操作取引に係る有価証券（以下次条までにおいて「安定操作有価証券」という。）を買い付けてはならない。

一　安定操作開始日における安定操作取引

イ　最初の安定操作取引　第二十二条第二項から第四項までの規定により安定操作取引をすることができる期間（次条及び第二十六条において「安定操作期間」という。）の初日の前日の主たる有価証券市場における当該安定操作有価証券の最終価格（当該有価証券市場において、その日に当該安定操作有価証券の売買取引がない場合には、その日前における当該売買取引のあつた直近の日の最終価格。以下この条において「前日の安定操作基準最終価格」という。）又は安定操作開始日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

ロ　その後に行う安定操作取引　当該証券会社の安定操作開始価格

二　安定操作開始日後における安定操作取引　安定操作開始価格（同日に安定操作取引を行った証券会社が二以上ある場合には、これらの証券会社の安定操作開始価格のうち最も低いもの）又は安定操作取引を行おうとする日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

（２　新設）

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】 （改正なし）

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】 （改正なし）

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】

（改正後）

（安定操作取引価格の制限）

**第二十四条**　安定操作取引を行う証券会社は、次に掲げる安定操作取引の区分に応じそれぞれ次に掲げる価格を超えて、当該安定操作取引に係る有価証券（以下次条までにおいて「安定操作有価証券」という。）を買い付けてはならない。

一　安定操作開始日における安定操作取引

イ　最初の安定操作取引　第二十二条第二項から第四項までの規定により安定操作取引をすることができる期間（次条及び第二十六条において「安定操作期間」という。）の初日の前日の主たる有価証券市場における当該安定操作有価証券の最終価格（当該有価証券市場において、その日に当該安定操作有価証券の売買取引がない場合には、その日前における当該売買取引のあつた直近の日の最終価格。以下この条において「前日の安定操作基準最終価格」という。）又は安定操作開始日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

ロ　その後に行う安定操作取引　当該証券会社の安定操作開始価格

二　安定操作開始日後における安定操作取引　安定操作開始価格（同日に安定操作取引を行った証券会社が二以上ある場合には、これらの証券会社の安定操作開始価格のうち最も低いもの）又は安定操作取引を行おうとする日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

（改正前）

（安定操作取引価格の制限）

**第二十四条**　安定操作取引を行なう証券会社は、次に掲げる安定操作取引の区分に応じそれぞれ次に掲げる価格をこえて、当該安定操作取引に係る有価証券（以下次条までにおいて「安定操作有価証券」という。）を買い付けてはならない。

一　安定操作開始日における安定操作取引

イ　最初の安定操作取引　第二十二条第二項及び第三項の規定により安定操作取引をすることができる期間（次条及び第二十六条において「安定操作期間」という。）の初日の前日の主たる有価証券市場における当該安定操作有価証券の最終価格（当該有価証券市場において、その日に当該安定操作有価証券の売買取引がない場合には、その日前における当該売買取引のあつた直近の日の最終価格。以下この条において「前日の安定操作基準最終価格」という。）又は安定操作開始日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

ロ　その後に行なう安定操作取引　当該証券会社の安定操作開始価格

二　安定操作開始日後における安定操作取引　安定操作開始価格（同日に安定操作取引を行なつた証券会社が二以上ある場合には、これらの証券会社の安定操作開始価格のうち最も低いもの）又は安定操作取引を行なおうとする日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】 （改正なし）

【昭和57年4月6日 政令第84号】 （改正なし）

【昭和56年9月22日 政令第288号】 （改正なし）

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】 （改正なし）

【昭和46年5月14日 政令第150号】 （改正なし）

（改正後）

（安定操作取引価格の制限）

**第二十四条**　安定操作取引を行なう証券会社は、次に掲げる安定操作取引の区分に応じそれぞれ次に掲げる価格をこえて、当該安定操作取引に係る有価証券（以下次条までにおいて「安定操作有価証券」という。）を買い付けてはならない。

一　安定操作開始日における安定操作取引

イ　最初の安定操作取引　第二十二条第二項及び第三項の規定により安定操作取引をすることができる期間（次条及び第二十六条において「安定操作期間」という。）の初日の前日の主たる有価証券市場における当該安定操作有価証券の最終価格（当該有価証券市場において、その日に当該安定操作有価証券の売買取引がない場合には、その日前における当該売買取引のあつた直近の日の最終価格。以下この条において「前日の安定操作基準最終価格」という。）又は安定操作開始日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

ロ　その後に行なう安定操作取引　当該証券会社の安定操作開始価格

二　安定操作開始日後における安定操作取引　安定操作開始価格（同日に安定操作取引を行なつた証券会社が二以上ある場合には、これらの証券会社の安定操作開始価格のうち最も低いもの）又は安定操作取引を行なおうとする日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

（改正前）

（新設）